

まぎらわしい事例

【事例1】

過去に問い合わせの多かった事例を掲載します。


<ul style="list-style-type: none"> ●スーパーの惣菜部門や弁当屋から排出された食品くず（動食物性残さ） ●イベント会場の工作物の撤去に伴い生じた木くず、紙くず、繊維くず（イベント会場の施行・撤去は建設業ではなく、ディスプレイ業のため） 	事業系一般廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> ●スーパーの惣菜部門や弁当屋で使用するフライヤーの使用済み油は「廃油」、汚水処理槽に沈殿した泥状物は「汚泥」 ●不要となった鉄道の線路に敷かれた砂利は「がれき類」 ●不要となった廃活性炭は、泥状であれば「汚泥」、固形状又は粉末状であれば「燃え殻」 ●不要となった塗料は、原則として液状であれば「廃プラスチック類」と「廃油」の混合物、泥状を呈したものは「汚泥」、固形状のものは「廃プラスチック類」 ●セメントスラッジは「汚泥」 ●ロックウール単体は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、工作物の解体等で生じたものは「がれき類」 ●泥状のセメントは「汚泥」、固まった状態であれば「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」… 不要時の状態で判断する ●コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝は、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」 ●血液は、液状であれば「廃アルカリ」、固化し泥状を呈していれば「汚泥」 	産業廃棄物
不要となった庭石・土、植木鉢の土、工事に伴って生じた残土等	廃棄物に該当しない※

※港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂、専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるものについては、たとえ不要物であったとしても廃棄物には該当しません。

※特別管理産業廃棄物の種類により追加で必要な措置があります。

【事例2】

いくつかの廃棄物が混合し、一体不可分な状態なものは混合物として扱われます。

混合物の例	<ul style="list-style-type: none"> ●廃塗料 <ol style="list-style-type: none"> ①液状の塗料：廃油と廃プラスチック類の混合物 ②溶剤が揮発して固形状となった廃塗料：廃プラスチック類 ③不純物が混合した泥状の廃塗料：汚泥 (ただし油分を5%以上含む泥状物は汚泥と廃油の混合物) ●廃バッテリー 廃プラスチック類、金属くず、腐食性廃酸の混合物 ●廃乾電池 金属くず、汚泥の混合物 ●廃家電（家電4品目を除く）、OA機器の場合 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 ●蛍光管 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類の混合物 (水銀を含有する場合は水銀が処理できる業者に処理を委託してください。) 
-------	---